

平成25年度

地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・  
NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業  
募集要綱及び同実施要領

平成25年4月30日

環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

地球温暖化防止国民運動運営事務局

## 平成 25 年度地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業募集要綱

### (目 的)

第1条 地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業（以下「本事業」という。）は、地球温暖化防止国民運動に参加しそれぞれの地域で活躍するNPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、適切な素材と伝達手段を用いて、情報を伝えたい相手に対してその情報が伝わるようにするための経費を支援することにより、民間団体が行う活動の普及啓発効果を最大限に発揮させるとともに、メディア自身の意識を高め、自主的・主体的な活動を推進し、地域における低炭素社会づくりに向けた具体的な活動の実践を促すことを目的とする。

また、一昨年、昨年に引き続き、節電の取組が必要とされていることから、地域一体となった活動による節電への貢献も目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「メディア」とは、新聞社、テレビ放送局、ラジオ放送局、タウン誌出版社等、自前の広報媒体を有する団体をいう。
- 二 地球温暖化防止国民運動とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 10 条にいう地球温暖化対策推進本部が行う地球温暖化防止に係る国民運動の愛称をいう。

### (申請案件の要件)

第3条 本事業の対象となる案件は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- 一 NPO・NGO等の民間団体が実施する活動の基本的な部分が自立していること。
- 二 メディアがその事業をどのような手段で支援又は広報するのが具体的に提案されていること。
- 三 情報発信をする対象が特定されていること。
- 四 情報発信をする対象に対し、新たな行動を喚起する高い効果があり、かつ、その情報発信した効果について、具体的かつ定量的な評価方法が示されていること。
- 五 本事業に申請を行うNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携において、関係自治体との連携が十分に図られていること。
- 六 本支援事業を実施することで見込まれるCO<sub>2</sub>排出削減量の算定式が示されていること
- 七 本支援事業を行うことにより得られたCO<sub>2</sub>排出削減効果や削減量等の中間結果を、平成25年11月8日（金）までに事務局に報告を行うこと。
- 八 支援決定通知日から平成26年2月14日（金）迄の間に効果測定まで実施できること。

2 前項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める地球温暖化防止国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

（申請者）

第4条 本事業の支援を受けようとするメディア（以下「申請者」という。）が、NPO・NGO等の民間団体との連携体制を構築した上で、申請を行うものとする。

（申請書等の提出）

第5条 申請者は、以下に定める書類を別紙様式1～4に基づき作成し、実施要領に定める本事業の事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- 一 申請書
- 二 企画提案書
- 三 要求経費積算
- 四 事業実施団体の概要

（申請の期限）

第6条 第5条に定める申請書及びその他の書類は、平成25年5月31日（金）までに実施要領に定める事務局に提出されなければならない。

二 支援要求額は、1案件につき5百万円（税込）を上限とする。

（対象案件の選考）

第7条 本事業で支援する案件は、申請された案件の中から別に定める選考委員会において選考し、採択の可否を決定するものとする。

二 前項の選考委員会における選考の結果については、速やかに申請者に伝達するものとする。

（精算払手続資料の提出、支払）

第8条 申請者のうちメディアは、採択された案件を完了したときには、平成26年2月21日（金）迄に事業報告書及び請求書を事務局に提出しなければならない。

二 事務局は、前項の事業報告書及び請求書を提出された申請書等と照合し、内容が妥当である場合には、申請者のうちメディアに対し、請求された額を平成26年3月31日（月）迄に支払うものとする。

三 事務局は、申請者のうちメディアに対し、必要に応じて第1項の事業報告書及び請求書の補正を命じることができる。

(その他)

第9条 本事業の実施にあたり本要綱の定めによりがたい事態が生じた場合には、環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室と事務局が協議をして対処するものとする。

また、本事業における採択案件のうち、特に優秀な取組と思われる案件については、環境大臣による表彰を行うことも検討する。

なお、本事業で制作した番組等のコンテンツは、環境省の実施するイベント等で二次的に利用することができるものとする。

# 平成 25 年度地球温暖化防止に係る国民運動における NPO・NGO 等の民間団体とメディアとの連携支援事業実施要領

## 1. 目的

この実施要領は、地球温暖化防止に係る国民運動における NPO・NGO 等の民間団体とメディアとの連携支援事業募集要綱（以下「要綱」という）第 3 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の募集の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

## 2. 支援対象経費、支援対象外経費

支援対象となる経費は、「適切な素材と伝達手段を用いて、情報を伝えたい相手に対してその情報が伝わるようにするための経費」（募集要綱第 1 条）であり、具体的には「メディアが支援又は広報する部分（広報媒体費及びそのための情報発信素材制作・編集費、なお広報効果の測定にかかる費用も含む）」にかかる経費とする。

NPO・NGO 等の民間団体による活動そのものにかかる経費については支援対象外であるほか、以下の経費は対象としない。

- ア 机、椅子、複写機等申請者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費
- イ ホームページの開設・運用及び機関紙等の発行など、申請者の活動基盤を整備するための経費
- ウ 事故・災害の処理のための経費
- エ その他本事業の実施に関連性のない経費

## 3. 事務局

要綱第 5 条第 1 項に定める本事業の事務局を以下に定める。

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-16-15 北野アームス 409 株式会社さとゆめ内  
地球温暖化防止国民運動運営事務局 連携支援事業係  
TEL：03-5275-5105  
E-mail：[chiiki@challenge25.go.jp](mailto:chiiki@challenge25.go.jp)